

令和 2 年第 3 回

各務原市議会定例会議案

令和 2 年 6 月 5 日

目 次

議第 3 7 号	令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 3 8 号	令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議第 3 9 号	令和 2 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 4 0 号	各務原市使用料等滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 4 1 号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 4 2 号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	5 頁
議第 4 3 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	1 2 頁
議第 4 4 号	各務原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について	1 4 頁
議第 4 5 号	各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	1 6 頁
議第 4 6 号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 9 頁
議第 4 7 号	各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 1 頁
議第 4 8 号	各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 3 頁
議第 4 9 号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	2 5 頁
議第 5 0 号	各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	2 7 頁
議第 5 1 号	工事請負契約の締結について（福祉の里外壁改修工事）	2 9 頁
議第 5 2 号	市道路線の認定について（市道鶉 1 4 0 7 号線ほか 3 路線）	3 1 頁
議第 5 3 号	各務原市教育委員会委員の任命について	3 4 頁

議第40号

各務原市使用料等滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市使用料等滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

使用料等の延滞金の割合に係る規定を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市使用料等滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市使用料等滞納処分等に関する条例（昭和38年条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市使用料等滞納処分等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議第41号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

別表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた各務原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第42号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第18条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第26条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第80条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第80条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第9条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第9条の2中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第9条の3第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第16条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同条第3項第3号中「とあるのは、「」を「とあるのは「」に改める。

附則第16条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 各務原市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に、「延長の」を「延長が」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第9条の2中「及び第4項」を削る。

第11条第1項第2号中「、市内」を「市内」に改め、同項第4号中「、当市内」を「市内」に改め、同条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第15条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第15条第2項の表第1号」を「同号」に、「第38条第10項から第12項まで」を「第38条第9項から第16項まで」に改める。

第15条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「当該均等割額」を「当該均等割」に、「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結

法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第38条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3

第2項において準用する場合を含む。) 」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第39条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第39条の2第4項から第6項までを削る。

第80条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中各務原市税条例第80条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中各務原市税条例第80条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の各務原市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例

による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第18条及び第26条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第11条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであっ

た葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議第43号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カード再交付手数料を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表6の項第9号を削り、同項第10号中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第44号

各務原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

国民健康保険料等の延滞金の割合に係る規定を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定の見出し中「割合等」を「割合」に改め、当該規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(1) 各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）附則第3条

(2) 各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）附則第9条

(3) 各務原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第6号）附則第2条

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の本則各号に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議第45号

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

準保護世帯に対する福祉医療費助成の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

各務原市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに父子家庭の父及び児童」を「、父子家庭の父及び児童並びに準保護世帯構成員」に改める。

第2条第1項中「及び「父子家庭の父及び児童」」を「、「父子家庭の父及び児童」及び「準保護世帯構成員」」に改め、同項第2号エ中「戦傷病者手帳」の次に「（以下「戦傷病者手帳」という。）」を加え、同号オ中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (5) 準保護世帯構成員 前各号に該当する者以外の者で、その属する世帯の収入（福祉医療費助成の対象となる月の収入をいう。）の額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の1.3倍までであるもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による一部負担金の減額、支払の免除又は徴収の猶予の措置を採られている者を除く。
- ア 身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者のうち療育手帳の交付を受けている者、戦傷病者手帳の交付を受けている者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を有する世帯に属する者
 - イ 長期入院患者、長期外来患者等規則で定める期間以上の期間にわたって医療費の支出の負担を必要とする者を有する世帯に属する者
 - ウ その他市長が特に認める世帯に属する者

第2条第3項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」を「高齢者医療確保法」に、「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第2条の2中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

第3条の2中「組合員並びに」を「組合員、」に、「被保険者と」を「被保険者並びに準保護世帯構成員と」に改める。

第4条第1項中「以下同じ」を「次項において同じ」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、準保護世帯構成員に係る助成対象とする医療費は、準保護世帯構成員が同一の月に同一の保険医療機関等において要した医療費とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、準保護世帯構成員が保険給付等の対象となる療養の給付等（入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合は、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額を控除した額のうち、社会保険各法又は高齢者医療確保法に規定する高額療養費を除いた最高負担額に対して5,000円を自己負担金として残りの額を支給する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（準保護世帯構成員の適用除外）

第14条 第5条から第7条まで、第8条第2項及び第3項並びに第10条の規定は、準保護世帯構成員には、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

（各務原市準保護世帯福祉医療費助成に関する条例の廃止）

2 各務原市準保護世帯福祉医療費助成に関する条例(昭和53年条例第10号)は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の各務原市準保護世帯福祉医療費助成に関する条例の規定によりした処分、手続その他の行為（準保護世帯登録台帳に係るものを除く。）は、改正後の各務原市福祉医療費助成に関する条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

議第46号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第47号

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する基準を改めるため、この条例を定め
ようとする。

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しな
いこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事
業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他
の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護
者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を
講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1
項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神
上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第48号

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

放課後児童支援員の資格要件を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第49号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により学校休業日の日数が減少した場合の利用料の特例を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成28年条例第46号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により学校休業日の
日数が減少した場合の利用料の額の特例）

- 4 令和2年7月1日から規則で定める日までの期間において、新型インフルエンザ
等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新
型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により学校休業日の日数
が減少した場合の当該期間における第9条第3項及び第4項に規定する利用料の額
については、これらの規定にかかわらず、児童1人につき、同条第3項に規定する
利用料にあつては月額8,000円を、同条第4項に規定する利用料にあつては月
額3,000円を超えない範囲内において市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第50号

各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

受益者負担金の延滞金の割合に係る規定を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年条例第19号）の
一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸
付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」
に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当
該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割
合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、この条
例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応す
る延滞金については、なお従前の例による。

議第51号

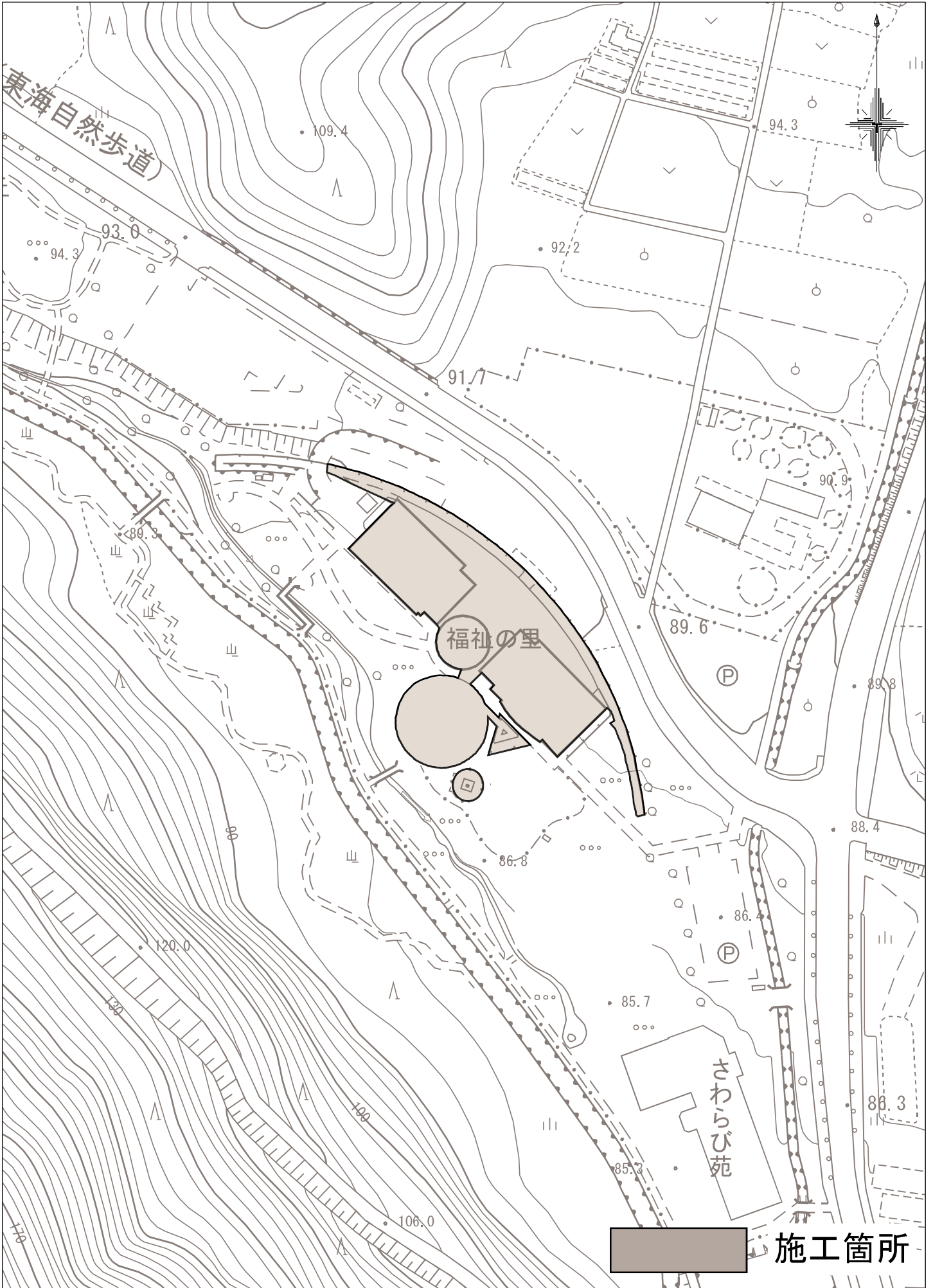
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 福祉の里外壁改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 267,300,000円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市神置町3丁目5番地
協和・オンダ特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市神置町3丁目5番地
協和建設株式会社
代表取締役 武川憲二
構成員 各務原市蘇原吉野町3丁目1番地
株式会社オンダ
代表取締役 恩田弘文 |



議第52号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

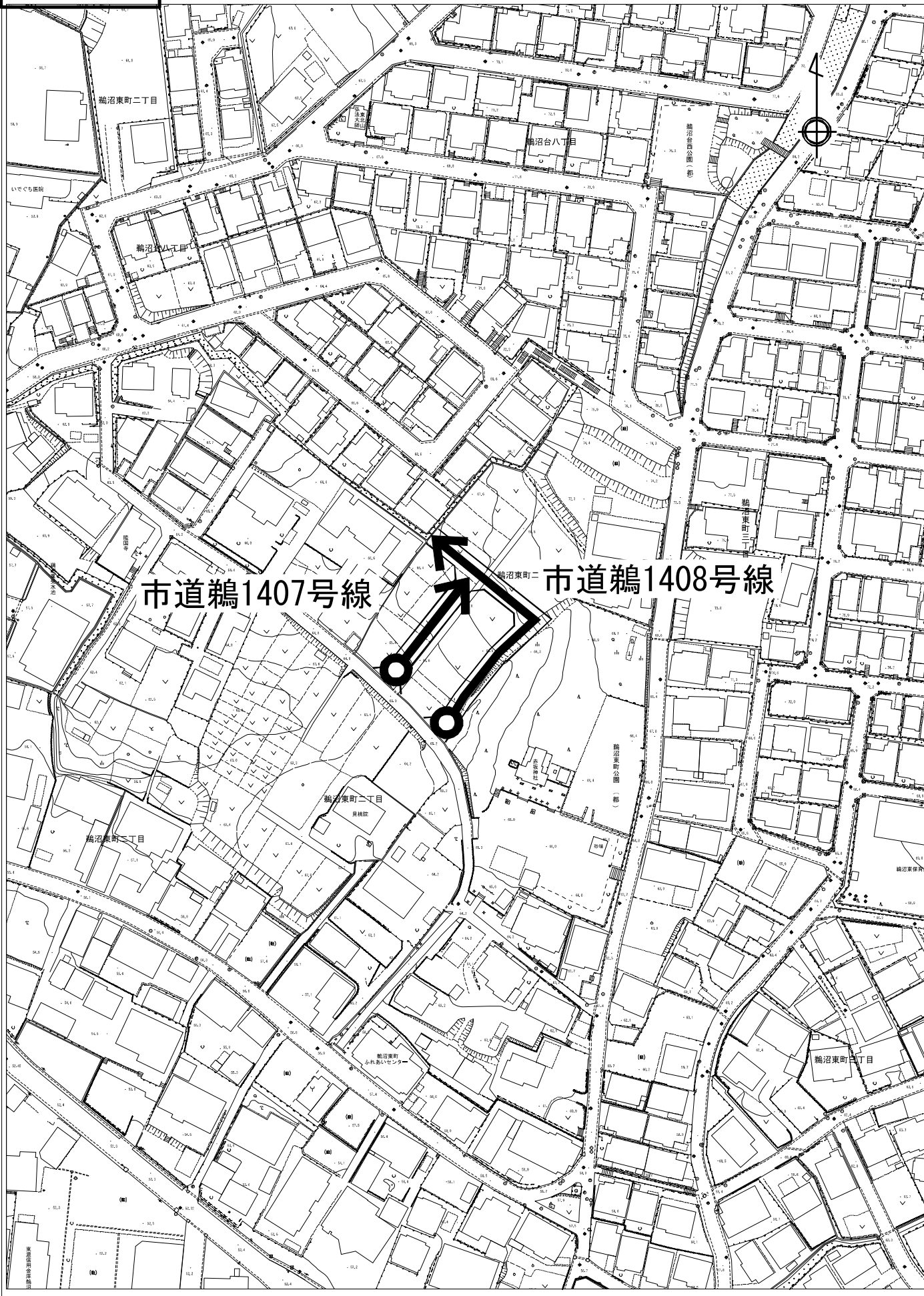
令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起	点	重要な経過地
	終	点	
市道 鵜1407号線	各務原市鵜沼東町2丁目26番12	地先から	
	各務原市鵜沼東町2丁目26番10	地先まで	
市道 鵜1408号線	各務原市鵜沼東町2丁目26番15	地先から	
	各務原市鵜沼東町2丁目26番10	地先まで	
市道 蘇北795号線	各務原市蘇原青雲町5丁目49番11	地先から	
	各務原市蘇原青雲町5丁目49番11	地先まで	
市道 蘇北796号線	各務原市蘇原青雲町5丁目49番2	地先から	
	各務原市蘇原青雲町5丁目49番7	地先まで	





議第53号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市鵜沼朝日町※※※※※※※※

氏 名 和 智 陽 子

生年月日 昭和51年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員鈴木みずほ氏の任期が6月30日に満了するため、その後任に和智陽子氏を任命しようとする。

